10.4.30 大毎

五月一日から大阪全[illegible]

電[illegible]

大阪電燈會社の職工から成る電業組合員約千五百名は堺發電所佐藤安太郎、春日出發電所渡邊秀作、安治川發電所杉谷七太郎外十一名の代表者を選んで二十八日同社々長宮崎敬介氏および各發電所長、各變壓所長並に各修繕所長宛に左の十四箇條の要求條件を提出した 職工側の云ふ所は、財界の變動は會社の營業狀態を悲境に陷らしめたが今日では夜業を收縮し電燈料を値上し加ふるに炭價の低落を來してゐるにも拘らず職工の待遇は悲境時代と同一で少しも改善さるゝ模樣がないので要求條件を提出するに至つたので若し此の要求が容れられない場合には、五月一日のメー・デーを期して一齊に就業を罷め大阪全市を暗黒にして見せると意氣込んでゐる而して電業組合員の要求は左の如く可なり強硬なものである

(一)電業組合の交渉權を確認すること、及び現在會社の經營する給品を撤して他の條件の下に購買組合[illegible]

(二)[illegible]

(三)[illegible]

(四)[illegible]

(五)[illegible]

(六)[illegible]

(七)[illegible]

(八)[illegible]

(九)滿三[illegible]亡又は退職したる時は[illegible]當金を支給する事

(十)一般罹病者の缺勤一週間以上に亘るときは缺勤中の日給二分一以上の救濟金を賦與する事

(十一)俱樂部(玉突圍碁等)を一般從業員に公開する事

(十二)作業服を從業員に支給する事

(十三)今回の要求交渉に對して一名の犧牲者も出さぬ事

(十四)前記十三條項の要求を大正十年五月一日から實施する事、その確答は三十日午後四時迄に回答する事

大毎 4.30

正當な要求なら容れるが 脅迫的のものなら跳付けると 宮崎大電社長は云ふ

右に就き大阪電燈會社に宮崎社長を訪へば「私の手許へはまだ來てゐません」と前提して

そんな話は四五日前から聞いてゐたのでそれとなく警戒はしてゐるのです、しかし恐らく何者かゞ中へ這入つてゐる ではないでせうか、元の方の職工は不景氣時代に待遇を非常によくしてあり、現に四圓以上を取つてゐる者さへあるのですが今更それを減額する譯にも行かない位ですから、そんな不平の聲を聞く譯はない筈なんです殊に今日や明日雇つた人でもなく皆永年同じ釜の飯を喰つてゐるので、相互に理解もある筈なんです私の手許にまだ要求書が來てないんだから、會社の態度と云つて何も云へませんが、正當な要求なら私は容れてやつてよいと思ふのです然しそれが若し、脅迫の意味を含んでゐるものならば跳ねつけるより外はありません、要求書なるものが三十日午後四時に解答を迫ると云つたやうな脅迫つたものなら、こんな問題になりません、第一、それでは重役會議を開く隙もない譯ですから過日偶然友愛會員を知らずして解雇したので[illegible]んなことから或は事を起したのぢやありますまいか全市を暗黒にするなんて、恐らくそんな無茶なことはありますまいよ正當な要求で